

■反則金に関する規程

第1条〔目的〕

本規程は、「B3リーグ規約」第128条に基づき、B3リーグ戦における反則ポイントと、それに伴う反則金について定める。

第2条〔アンフェアなプレーに対する反則金〕

(1) B3リーグ 2018-19 シーズン(①ファーストステージ②レギュラーシーズン③ファイナルステージ)における反則ポイントの合計数がそれぞれ31ポイントを超えた場合、当該B3クラブに対し、上記のとおり反則金を科すものとする。

31ポイント以上 40ポイント以下	10万円
41ポイント以上 50ポイント以下	20万円
51ポイント以上 60ポイント以下	30万円
61ポイント以上 70ポイント以下	40万円
71ポイント以上	50万円

(2) 前項に定める反則金は、シーズン毎に理事会が決定する方法によって徴収する。

第3条〔反則ポイントの計算方法〕

(1) 前条の反則ポイントの計算は、①ファーストステージと③ファイナルステージにおいては、退場1回につき3ポイント(同一試合において5回のプレイヤー・ファウルによる退場は除く)、出場停止試合1試合につき3ポイント、アンスポーツマンライク・ファウル1回につき2ポイント、テクニカル・ファウル1回につき1ポイントとして計算する。②レギュラーシーズンにおいては、退場1回につき5ポイント(同一試合において5回のプレイヤー・ファウルによる退場は除く)、出場停止試合1試合につき5ポイント、アンスポーツマンライク・ファウル1回につき2ポイント、テクニカル・ファウル1回につき1ポイントとして計算する。

(2) 前各項の反則ポイントは、原則減算しないものとする。ただし、理事会が認めた場合に限り、減算することがある。

第4条〔改正〕

本規程の改正は、理事会の承認により、これを行う。

第5条〔施行〕

本規程は、平成28年9月8日から施行する。